

第5期介護保険料の算定について

佐賀中部広域連合

第5期計画策定

第4回策定委員会資料

目 次

1	第1号被保険者保険料の算定	1
2	全国的に介護保険料に影響を与える要因	2
3	佐賀中部広域連合における介護保険料に影響を与える要因	3

1 第1号被保険者保険料の算定

介護保険制度の財源は、公費と保険料となっています。

介護給付費の財源は、公費が50%、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料が50%となっています。

地域支援事業費の財源も公費と保険料で賄われていますが、介護予防事業については、介護給付費と同様の財源構成であり、介護予防事業以外の事業では、第2号被保険者負担分に公費が充てられています

この介護給付費及び地域支援事業費のうち、全体の21パーセントを負担する第1号被保険者の保険料を算定すると以下のようになります。

■介護保険料基準額の算定方法の概略

介護保険料基準額の算定は、以下に示すAをBで割って導き出されます。

<p>A : (標準給付費見込額+地域支援事業費) × 第1号被保険者負担割合</p> <p>B : 第1号被保険者数</p>

- ※ 標準給付費見込額は、総給付費、特定入居者介護サービス費等給付額、高額介護サービス等給付額、算定対象審査支払手数料の合計となります。
- ※ 実際の算定に当たっては、Aの額から調整交付金、給付費準備基金及び財政安定化基金の額が控除され、収納率が加味されます。

参考数値

- * 第5期における主要な数値
 - ・調整交付金見込割合 6.21パーセント
(調整交付金=標準給付費見込み額×調整交付金見込交付割合)
 - ・給付費準備基金 約7億6千万円 (平成23年度末予定額)
 - ・財政安定化基金 約1億4千万円 (佐賀県が想定する同基金取崩し額)
 - ・予定保険料収納率 98パーセント

2 全国的に介護保険料に影響を与える要因

第5期介護保険料を算定するにあたり、保険料設定の基本的な考え方は、国の方針に則り、政令等に準拠した算出を行うこととします。

第5期介護保険料の算定に全国的に影響を与える制度上の主な変更点としては、以下のよう
な点があげられます。

変更点

項 目	概 要	備 考
① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担率	第1号被保険者：第2号被保険者 21%：29%	第4期の負担率は 20%：30%
② 介護報酬改定に伴うもの	介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり詳細については、未決定	地域区分の見直し等については給付費分科会で審議済
③ 財政安定化基金取崩し	県に造成する基金を取崩し、介護保険者の積立分（第1号被保険者の保険料）を介護保険者に返戻し、第5期期間における保険料収納額の一部にあて、保険料の上昇を抑える。	厚生労働省資料では、 約50円の保険料軽減
④ 交付金制度の減	第4期においては、保険料上昇抑制のため、介護報酬の増額改定分の2分の1相当額が「介護職員処遇改善臨時特例交付金」として国より交付されたが、第5期では交付予定無し。	(第4期の保険料額) 交付金投入前の保険料月額 4,353円 交付金により実際に徴収される保険料月額 4,292円

3 佐賀中部広域連合における介護保険料に影響を与える要因

前述のとおり、第5期介護保険料を算定するにあたり、保険料設定にあたっては、国の方針に則り、政令等に準拠した算出を行うこととします。

これに付して、佐賀中部広域連合における保険料算定に影響を与える要因として次のようなことが想定されます。

佐賀中部広域連合における要因

項 目		概 要	備 考
①	第1号被保険者数の増加	第5期における平均値（推計） 84,827人	第4期事業計画策定時の平均値（推計）80,877人
②	保険料段階の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第3段階における細分化 ・特例第4段階 （保険料率0.91）の継続 ・第5段階 （保険料率1.16）の継続 ・現行第7段階を超える所得層に対する保険料率の設定 	（第4期における措置） 老年者控除の廃止等の税制改革に伴う保険料激変緩和措置が第3期限りであったことから、平成21年度以降についても、公的年金等合計所得金額が80万円以下の層について、特例第4段階を設け、また、関連して新たに保険料負担段階を増やした。
③	給付費基金取崩し	基金を取崩し、第5期期間における保険料収納額の一部にあて、保険料の上昇を抑える	
④	総給付費の伸び	<ul style="list-style-type: none"> ・認定者数の増加 ・グループホームの増設 ・介護老人福祉施設におけるショートステイの定床化 	増床数については佐賀県と協議中であり未確定

(第7段階の所得層以上の多段階)

現行の第3段階及び第4段階の軽減措置をとる際に、軽減措置をとった後の基準額を下げるために、現行の第7段階の所得を超える層について多段階化を検討します。

	所得区分	保険料率	第1号被保険者数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	構成率
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税	0.5	1,411人	1,427人	1,455人	(1.7%)
第2段階	世帯全員非課税・年金＋所得が80万円以下	0.5	12,474人	12,611人	12,863人	(14.9%)
第3段階	世帯全員非課税で上記以外	0.50～0.75	10,688人	10,805人	11,021人	(12.8%)
	公的年金等収入＋合計所得金額 ≤ 120万円	0.50を超え 0.75未満	5,672人	5,735人	5,849人	(6.8%)
	上記を除く	0.75	5,015人	5,070人	5,172人	(6.0%)
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）	0.75～1.00	30,216人	30,548人	31,158人	(36.1%)
	公的年金等収入＋合計所得金額 ≤ 80万円	0.91	16,368人	16,548人	16,878人	(19.6%)
	上記を除く	1.00	13,848人	14,000人	14,280人	(16.6%)
第5段階	本人課税所得が125万円未満	1.16	10,193人	10,304人	10,510人	(12.2%)
第6段階	本人課税所得が125万円以上200万円未満	1.25	9,155人	9,256人	9,441人	(10.9%)
第7段階	本人課税所得が200万円以上	1.50	9,515人	9,620人	9,812人	(11.4%)
第8段階以上の設定	本人課税所得が200万円以上の場合に、所得段階を設定	1.50を超える率				
合計			83,651人	84,570人	86,260人	(100.0%)